

第27期（2026年4月1日～2027年3月31日）事業計画

I はじめに

当財団は、2001年7月の設立以来、当財団内に設置した民間の独立した会計基準設定主体である企業会計基準委員会（ASBJ）を中心として会計基準に関する事業を行ってきた。ASBJでは、我が国の資本市場のニーズ及び国際的な動向に対応し、我が国における会計基準の開発及び国際的な会計基準の開発への貢献をはじめとする諸事業を行っている。

また、当財団は2022年7月に設置したサステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心にサステナビリティ開示基準に関する事業を行っている。SSBJは、我が国のサステナビリティ開示基準の開発及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関する事業を行うことを主な目的としており、民間の独立したサステナビリティ開示基準設定主体として活動している。

今期も、会計基準に関する事業及びサステナビリティ開示基準に関する事業を中心として、市場関係者のニーズを踏まえ、以下に記載する事業を実施する。

II 会計基準に関する事業

1. 我が国における会計基準の開発

(1) ASBJの中期運営方針

ASBJでは、多くの委員の任期に合わせ、概ね3年に一度、中期運営方針を公表している。前期はその年にあたり、新たな体制の下で2025年12月に新しい中期運営方針を公表している。

当該中期運営方針では、2022年8月に公表した中期運営方針と同様に、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、我が国における会計基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図ること、また、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていくことを基本的な方針として掲げている。本事業計画は、これらの基本的な方針及びこれまでの活動の進捗に基づいて策定している。

(2) ASBJによる我が国における会計基準の開発

① 我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み

2001年7月の設立以来のASBJの取組みにより、我が国における会計基準は、一定程度国際的な会計基準との間で整合性が確保されていると考えられる。しかし、国際的な会計基準において新基準の開発や既存の基準の改正が継続的に行われているため、国際的に整合性のあるものとするための取組みも継続的に行う必要がある。

我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、従来より行っている「金融商品」に関する会計基準の開発を引き続き行っていく。これについては、金融資産の減損に関する基準開発を継続しつつ、金融商品の分類及び測定に関する見直しの議論を進める。

「保険契約」に関する会計基準の開発については、保険契約から生じる負債が関連する資産と密接な関係にあることから、金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて、国際的な動向や関連法令との関係を踏まえながら着手に関する議論を行う。

また、2024年4月に公表されたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」などの最近公表されたIFRS会計基準については、国際的な適用状況をモニタリングしつつ、我が国における会計基準の開発に関するニーズを確認していく。

② 経済環境の変化に対応した取組み

国際的に整合性のあるものとするための取組みに加え、ASBJは経済環境の変化に合わせて、適時に我が国における会計基準の開発を行う取組みを行ってきている。

今期の取組みとしては、従来より行っている「暗号資産」及び前期より行っている「排出量取引制度」に関する会計基準等の開発を引き続き行っていく。

また、新規のテーマについては、従来同様、企業会計基準諮問会議からの提言を尊重し、適時に対応を図る。

③ 会計基準等の利便性を高めるための取組み

市場関係者から会計基準の体系が複雑になっているとの指摘を受け、ASBJでは日本公認会計士協会が公表した実務指針等を移管する取組みを実施している。2024年に会計に関する指針のみを扱う実務指針等の移管について完了した。また、会計に関する指針のみを扱う実務指針等以外の実務指針等のうち、優先順位が高いと考えられる「継続企業」及び「後発事象」について取組みを進めており、今期も継続する。このうち「後発事象」については、前期に監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」

で示されている会計に関する内容を踏襲し移管した会計基準等を第 1 段階として公表したが、さらに抜本的な見直しを行うかどうかの検討時期については諸情勢を踏まえて判断する。

また、年次改善の取組みとして、今期も 2026 年 4 月 1 日を基準日として、ASBJ が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行う。

さらに、会計基準検索システム「ASSET-ASBJ」の運用を継続し、ASBJ のウェブサイトでは会計基準等の検索が可能となる環境を維持する。

これらの取組みは、会計基準等の内容を変えるものではないが、会計基準等の利便性を高めるものであり、今期も継続する。

④ のれんの会計処理に関するテーマ提案への対応

前期の第 54 回企業会計基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）において審議された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」の提案に関して、本提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、企業会計基準諮問会議から ASBJ に対して意見聴取の依頼がなされた。この依頼に基づいて、ASBJ は利害関係者からの意見聴取を行い、その結果を企業会計基準諮問会議に対して報告を行うこととしている。今後、企業会計基準諮問会議において審議を行った結果、企業会計基準諮問会議から ASBJ に対して基準開発を行う新規テーマとして提言されることとなった場合には、当該提言を尊重して対応することが考えられる。

⑤ 適用後レビューの実施

「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」の適用後レビューに関する規則が 2026 年 3 月 24 日に改正されている。今期は改正された規則への対応について検討し、必要な措置を行う。

⑥ 中小企業の会計に関する取組み

今期も、「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」の作成に参加する。

2. 国際的な会計基準の開発への貢献

(1) 国際的な意見発信の強化

① 基本的な方針

ASBJは、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信することを基本的な方針として掲げてきている。

また、我が国の資本市場においては、IFRS 会計基準の重要性が増すに伴い、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映することの市場関係者の期待がますます高まっており、国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化が ASBJ の重要な課題となっている。

② 意見発信の手段

ASBJは、引き続き、国際会計基準審議会（IASB）が主催する会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）の第5期（2025年から2027年まで）のメンバーとして参加している。ASAF 会議への参加は、国際的な会計基準の公開草案等に対するコメント・レターの提出とともに、国際的な会計基準に対する意見発信の主要な手段となっており、引き続き、我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化に活かす。

③ 国際会議の開催に向けた準備

会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）は、各法域の基準設定主体並びに会計基準及びサステナビリティ開示基準に関連する諸問題に対する関心の高いその他の組織による非公式のネットワークである。IFASS 会議は、毎年、春と秋の2回開催されており、このうち春は様々な法域で、秋はロンドンで開催されている。世界各国のフォーラムメンバーの要請を踏まえて、2027年4月の会議を日本に招致する予定としており、今期は当該会議の開催準備を進めていく。

④ 他の会計基準設定主体等との連携

国際的な会計基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化を図る上で、日頃より他国の会計基準設定主体と良好な関係を築くことが重要であると考えられる。

2006年より行っている米国財務会計基準審議会（FASB）との定期協議及び2014年より行っているエフラグ（EFRAG）との定期協議を継続するほか、カナダ、ドイツ、イギリス等の会計基準設定主体との協議等を通じ、これらの国又は地域との連携を強化する。

⑤ 意見発信の内容

意見発信の内容について、課題と考えられる項目に積極的に意見発信を行うことが考えられる。

具体的には、例えば、IASB の「企業結合—開示、のれん及び減損」のプロジェクトを始めとする複数のプロジェクトにおいて、財務諸表とそれ以外の情報の「範囲 (boundaries)」という基準横断的な論点が議論されており、当該論点に対応することが考えられる。また、IASB の「持分法」プロジェクトなどのように、特定の課題解決のためのルール開発に焦点を当てたプロジェクトについては、問題の根本的な原因を把握しより原則に基づく解決を促すような対応を図ることが考えられる。

さらに、IASB では、財務報告を巡る環境の変化や数年ごとに実施されるアジェンダ協議等を踏まえて新たにプロジェクトを開始したもの（無形資産に関するプロジェクト、キャッシュ・フロー計算書に関するプロジェクト等）があり、これらのプロジェクトに対して、我が国への影響も考慮し、適宜、意見発信を行う。

これら以外の項目についても、必要に応じて、我が国の市場関係者の意見を集約した上で、意見発信を行う。

(2) 国際会計基準に関する解釈の取組み

ASBJ に設置されている IFRS 適用課題対応専門委員会では、IFRS 解釈指針委員会において議論されている内容について我が国の市場関係者の意見を取りまとめ、意見発信の要否の検討を行うとともに、我が国における IFRS 会計基準の適用上の課題が生じた場合の議論の枠組みを設けている。従来同様、このような適用上の課題が生じた場合には、適時に検討を行う予定である。

Ⅲ サステナビリティ開示基準に関する事業

1. 中期運営方針の公表

SSBJ は、2022 年の発足以来、民間の独立したサステナビリティ開示基準の設定主体として、我が国の上場企業等で用いられるサステナビリティ開示基準を開発すべく、市場関係者の協力を得て、活動を行ってきた。2022 年 11 月に公表された「サステナビリティ基準委員会の運営方針」はその活動の基礎となるものである。その後、前期の 2025 年 6 月に中期運営方針を公表し、これまでの活動を振り返るとともに、今後 3 年間のサステナビ

リテリ開示基準の開発の基本的な方針及び国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関連する活動を行うにあたっての基本的な方針を示している。

当該中期運営方針では、現状の認識としてまず、SSBJが2025年3月に我が国最初のサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）となる、次の基準を公表したとされている。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

これらのSSBJ基準は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないようにするとの方針の下で開発され、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が開発したIFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）との整合性が母体のIFRS財団と当財団との間で確認されているとしている。

また、SSBJ基準の金融商品取引法上の位置付けについて、当該中期運営方針の時点では議論が進んでいる段階にあり、金融審議会の下に置かれた「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において、SSBJ基準について、国際的なベースラインとなるISSB基準と同等な基準として金融商品取引法令に取り込む方向で議論が行われているとされている。その後、2026年2月にSSBJ基準の位置付けが明らかとなっており、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条の9第5項、及び関連する金融庁告示に基づき、SSBJが公表したSSBJ基準が一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準として指定された。今後、プライム上場企業を対象に、時価総額に応じた段階的なSSBJ基準の適用が開始される。

このような現状認識を踏まえて、SSBJは我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられることが想定されるSSBJ基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして基準開発を行うとされている。また、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献に関連する活動については、SSBJ基準を高品質なものとするために、国際的なサステナビリティ開示基準を高品質なものとすることに積極的に貢献すべく意見発信するとされている。

本事業計画はこれらの基本的な方針及びこれまでの活動の進捗に基づいて策定している。

2. SSBJ基準の開発

(1) ISSB 基準との整合性の維持

今後、ISSBによりISSB基準が新規に開発されるか既存の基準が改訂されることが想定されるなか、SSBJ基準を包括的なグローバル・ベースラインであるとされるISSB基準の内容と整合性のあるものとするのが、市場関係者にとって有用であると考えられる。このため、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなる状態を維持するように、ISSBの動向にあわせた対応を行うこととし、原則として、ISSBによりISSB基準が新規に公表される又は既存の基準が改訂される場合、SSBJ基準における取扱いについて、可及的速やかに検討を開始する。

この点、SSBJでは2026年3月に、ISSBが2025年に公表した温室効果ガス排出の開示に関するIFRS S2号「気候関連開示」の修正に対応して、SSBJ基準の改正を行っており、今期においてもISSB基準の動向にあわせた対応を継続する。

(2) 開示実務のモニタリング

SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報と整合性のあるものとなるようにすることを意図して、主として国内外で行われているサステナビリティ関連財務開示をレビューすることを通じて開示実務をモニタリングする。モニタリングの結果、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が国際的な基準を適用した結果として開示される情報と整合していないと判断される場合には、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正することを検討する。

3. SSBJ 基準の導入支援

SSBJでは、SSBJ基準の導入支援として、原則として次のように対応する。

(1) 周知活動

SSBJ基準の適用を支援するような情報発信や国際的なサステナビリティ開示基準の開発状況に関する情報発信などの取組みを積極的に行う。また、サステナビリティ基準検索システム「ASSET-SSBJ」の運用を継続し、SSBJのウェブサイトでのSSBJ基準の検索が可能となる環境を維持する。

(2) 別途の対応の必要性の検討

SSBJ基準公表後、SSBJ基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ基準における定めが明

確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者により識別され、その旨 SSBJ に提起された場合には、その内容を公開し、別途の対応を図ることの可否を SSBJ において検討する。この点、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」の適用後レビューに関する規則が 2026 年 3 月 24 日に改正されており、改正後の規則に基づく措置として対応を行う。

(3) SSBJ 基準の適用にあたり参考となる文書の公表

① 補足文書

SSBJ 基準の適用にあたり参考となるもののうち、当委員会において了承したものについては、補足文書と位置付け、公表することとしている。補足文書とするものには、ISSB 基準の適用において参考となるものとして ISSB により公表された付属ガイダンス及び教育的資料のうち、SSBJ 基準の適用にあたっても有用と SSBJ が判断したものが含まれる。今期もこの取組みを継続し、ISSB により教育的資料等が公表された場合、SSBJ において補足文書の公表の可否について、可及的速やかに検討を開始する。

② SSBJ ハンドブック

SSBJ では、SSBJ 基準の開発にあたって、原則として SSBJ 基準の本文は可能な限り ISSB 基準の本文にあわせ、適用するうえで有用と考えられる情報を、SSBJ 事務局が SSBJ 基準を構成しない文書（SSBJ ハンドブック）として公表する対応を進めている。今期もこれを継続する。これまでに SSBJ に多くの質問が寄せられたものなど、関係者のニーズが高いものから SSBJ 事務局のリソース等を考慮して決定した論点について、SSBJ ハンドブックの公表を行う。また、実務の進展等により SSBJ ハンドブックの内容を随時更新する。

4. 国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献

(1) 国際的なサステナビリティ開示基準の開発に関する意見発信

中期運営方針では、国際的なサステナビリティ開示基準の開発への貢献は、SSBJ の目的の一つであるとされ、我が国の資本市場においてサステナビリティ情報開示の重要性が増すに伴い、我が国の考え方を国際的なサステナビリティ開示基準に反映することについて市場関係者の期待が高まっているとされている。我が国の考え方が反映されていれば、SSBJ 基準は自然と国際的なサステナビリティ開示基準と整合することになる。そのため、国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び

影響力の強化は SSBJ の重要な課題と位置付けられており、我が国で用いられるサステナビリティ開示基準を高品質なものとするために、国際的なサステナビリティ開示基準の質を高品質なものとするに積極的に貢献すべく意見発信するとされている。今期も前期に引き続き、この取組みを継続する。

(2) 意見発信の手段

SSBJ は、ISSB が主催するサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) の第 2 期のメンバー (メンバーは 3 年ごとに見直される。第 2 期は 2026 年から 2028 年の 3 年間に、第 1 期に続いて選任されている。SSAF 会議への参加は、国際的なサステナビリティ開示基準の公開草案等に関するコメント・レターの提出、アウトリーチへの参加、及び ISSB との意見交換とともに、国際的なサステナビリティ開示基準に対する意見発信の主要な手段となっており、引き続き、我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化に活かす。

(3) 国際会議の開催に向けた準備

「II 会計基準に関する事業」でも触れているが、2027 年 4 月の IFASS 会議を日本に招致する予定としている。当該会議ではサステナビリティ開示に関する議論も行われている。今期は当該会議の開催準備を進めていく。

(4) 他のサステナビリティ基準設定主体等との連携

国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場における我が国のプレゼンスの向上及び影響力の強化を図る上で、日頃より他の国又は地域のサステナビリティ開示基準設定主体と良好な関係を築くことが重要であり、今期も他の国又は地域の基準設定主体等との連携を図ることを継続する。この点、SSBJ の設置時より行っているエフラグ (EFRAG) との定期協議を継続するほか、イギリス、オーストラリア、カナダ等の ISSB 基準に基づく自国のサステナビリティ開示基準の策定を行っている設定主体との協議等を通じ、これらの国又は地域との連携を強化する。

また、2024 年 11 月に、GRI グローバル・サステナビリティ基準審議会 (GSSB) との間で、より良い企業報告に向けた取組みに関する基本合意書 (MOU) を締結している。欧州において事業を展開する一部の日本企業において、連結グループの全部又は一部が企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) に基づき欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) の適用対

象となっているか、今後、適用対象となる予定であることを踏まえ、ESRS を適用する企業など、いわゆるダブルマテリアリティの概念に基づき布告する企業の負担を最小化するための取組みとして協働することとする。

IV 当財団による取組み

1. 会計基準及びサステナビリティ開示基準の開発に対するガバナンス

(1) 企業会計基準諮問会議

企業会計基準諮問会議は、ASBJ の審議テーマ、優先順位等、ASBJ の審議・運営に関する事項について審議する役割を担っている。今期も、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に、ASBJ に新規テーマの提言及び ASBJ の基準開発に関するアドバイスを行う。

(2) サステナビリティ基準諮問会議

サステナビリティ基準諮問会議は、SSBJ の審議テーマ、優先順位等、SSBJ の審議・運営に関する事項について審議する役割を担っている。市場関係者のニーズを踏まえ、適時に、SSBJ に新規テーマの提言及び SSBJ の基準開発に関するアドバイスを行う。

(3) 適正手続監督委員会

適正手続監督委員会は理事会のもとに設置されている委員会であり、ASBJ 及び SSBJ が基準開発を行う上で、定められたデュー・プロセスに従っているかを監督・監視する役割を担う。

ASBJ については、従来同様、年度の適正手続の遵守状況及び重要な企業会計基準等若しくは修正国際基準の公表又は改正に関する適正手続の遵守状況の報告等を受け、それらの適正手続が適切に遵守されているかについて監督・監視する。

SSBJ についても、年度の適正手続の遵守状況及び重要なサステナビリティ開示基準等を公表した場合においては、その公表に関する適正手続の遵守状況の報告等を受け、それらの適正手続が適切に遵守されているかについて監督・監視することとしている。

2. 国際的な会計基準及びサステナビリティ開示基準の開発への貢献

(1) IFRS 対応方針協議会

当財団は、2013 年より IFRS 対応方針協議会を開催し、市場関係者とともに、IFRS 会計基準の任意適用の積上げに関する取組み及び国際的な意見発信に関する意見交換を行っ

ている。今期も、同会議を開催し、市場関係者の意見を集約していく。

また、必要に応じて、サステナビリティ開示基準に関する意見発信等に関する意見交換を行い、市場関係者の意見を集約していく。

(2) IFRS 財団への資金拠出

2010年以後、当財団が我が国を代表してIFRS財団に対して資金拠出を行っている。これまでのIFRS財団に対する資金拠出は専らIASBの活動に対するものであったが、2021年11月のISSBの設立に伴い、IFRS財団に対する資金拠出は第23期からIASBとISSBの両方の活動に対して行っている。

IASBの活動に対する資金拠出については、今期も、IASBの活動の内容が、資金を拠出する上での当財団の基本的な方針に適っていることを条件に、引き続き資金拠出を行う。

ISSBの活動に対する資金拠出については、活動拠点をIFRS財団本部のあるロンドンを含む世界の複数の都市に設置するマルチロケーションモデルの下で、シード期間とされる第23期を初年度とする当初の5年間、我が国の拠点（IFRS財団アジア・オセアニアオフィス）の運営費をカバーする水準の拠出が要請されている。今期がその最終年であるが、今期もこのような水準となっていることを確認し、資金拠出を行う。

(3) IFRS 財団による公表物の翻訳

当財団はこれまで、IFRS財団から公認を受け、IFRS会計基準を日本語に翻訳してIFRS財団に提供し、当該翻訳の出版を行っている。また、IASBが公表する活動状況や公開草案等を日本語に翻訳し、適時にウェブサイトに掲載している。これらの取組みを今期も継続する。

同様に、IFRSサステナビリティ開示基準についても、IFRS財団から公認を受けて日本語に翻訳しIFRS財団に提供し、必要に応じて当該翻訳の出版を行っている。また、IASBと同様に、ISSBが公表する活動状況や公開草案等を日本語に翻訳し、適時にウェブサイトに掲載している。これらの取組みを今期も継続する。

(4) 我が国からIFRS財団に関連する組織に参加しているメンバーへの支援

当財団はこれまで、IFRS財団に関連する組織（各種諮問会議）に参加している日本人メンバーを支援してきた。今期もIFRS解釈指針委員会、IFRS諮問会議、世界作成者フォーラム、資本市場諮問委員会等に参加している日本人メンバーに対して支援を行う。

(5) 国際会計人材の開発、サステナビリティ開示に関わる人材の開発

我が国では、IFRS 会計基準の任意適用の拡大が進んでいるが、国際的な会計基準の策定の場において意見発信できる人材及び国際的な会計基準の策定に直接関与できる人材は十分ではなく、国際的な会計人材の開発は引き続き重要な課題と考えられる。

当財団では、市場関係者の協力を得て、2012年より「会計人材開発支援プログラム」を実施している。前期から第9期会計人材開発支援プログラムを開始しており、今期も継続する。

また、現在、サステナビリティ開示の議論や基準開発が進んでいるが、国際的なサステナビリティ開示基準の策定の場において意見発信できる人材及びサステナビリティ開示の基準策定に直接関与できる人材は十分ではなく、サステナビリティ開示の基準策定に関わる人材の開発は重要な課題となっている。当財団及びSSBJでは、原則として「III サステナビリティ開示基準に関する事業」の「3. (1) 周知活動」で記載した活動を通じて、サステナビリティ開示に関わる人材の開発に貢献する。

(6) 我が国で開催される国際会議、アウトリーチ（意見聴取）等に対する支援

当財団では、これまでと同様に、我が国でIFRS財団、IASB及びISSBに関連する国際会議の開催やIASB及びISSBによるアウトリーチ（意見聴取）等が実施される場合に支援を行う予定である。

V 調査研究、研修、広報に関する事業

1. ディスクロージャーに係る検討

当財団に設置している「有価証券報告書等開示内容検討会」において、有価証券報告書及び半期報告書における適切な開示のあり方について検討を行い、「有価証券報告書の作成要領」及び「半期報告書の作成要領」をとりまとめ、発行する。

また、検討会の下に設置されているサステナビリティ分科会において有価証券報告書における適切なサステナビリティ関連財務開示のあり方について検討を行い、「有価証券報告書の作成要領」の分冊としてとりまとめ、発行する。

2. セミナーの開催

前期に引き続き、今期も、対面でのセミナーを実施しつつ、必要に応じて、ウェブセミ

ナーを配信する。今期予定しているセミナーは以下のとおりである。

(1) 開示に関するセミナー

有価証券報告書等の作成の実務に資するよう、「有価証券報告書の作成要領（2026年3月期提出用）」、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）（2026年3月期提出用）」、「半期報告書の作成要領（2026年9月期提出用）」について解説するセミナーを開催する。また、新任者向けセミナーについても開催する。

(2) ASBJによるセミナー

今期、ASBJにおける活動状況を周知する観点から、ASBJによるセミナーを開催する。当該セミナーの1つとして、会計及びサステナビリティ報告の実務担当者を対象として、例年3月に日本基準に関する最新情報を説明するセミナーを開催しており、この取組みを今期も継続する。

また、企業会計基準等や公開草案等の周知や実務の支援、国際的な活動の紹介のため、ASBJによるセミナーを必要に応じて開催する。

(3) SSBJによるセミナー

今期、SSBJにおける活動状況を周知する観点から、SSBJによるセミナーを開催する。

これについて(2)のとおり、会計及びサステナビリティ報告の実務担当者を対象として、例年3月に日本基準に関する最新情報を説明するセミナーを開催しており、この取組みを今期も継続する。

また、サステナビリティ開示基準や公開草案等の周知や実務の支援、国際的な活動の紹介のため、SSBJによるセミナーを必要に応じて開催する。

3. 広報活動

(1) ウェブサイトによる情報発信

当財団では、ASBJ及びSSBJの活動状況について、ウェブサイトのそれぞれのドメインで関連する情報発信を行っている。

今期も、引き続き、適時に充実した情報提供を行っていくとともに、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）の活用を継続し、活動を効果的に伝える工夫を行っていく。

(2) その他の広報活動

当財団は、ASBJ 及び SSBJ の活動への理解を深めてもらうために、これまでも適宜、資料の提供、記者会見の開催等を行いマスメディアに対して情報提供を行ってきたが、今後はさらに広報活動を強化し、我が国における会計基準及びサステナビリティ開示基準の状況や IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準等の国際的な最新動向に関する情報を提供していく。

4. 財団活動への理解促進に向けた取組み

当財団では、円滑な財団事業遂行のため、プライム市場上場企業をはじめとする各法人会員及び個人会員並びにその他の市場関係者に当財団の事業への理解を深めてもらうための活動を進める。また、上場企業の会員加入率の維持・拡大に向けた幅広い会員加入活動を行う。

また、当財団の発足及び ASBJ 設置から 25 年が経過し、SSBJ 設置から 5 年を迎えることを受けて、関係者を招いて 2027 年 4 月に関連するイベントを開催することを計画しており、今期に当該イベントの開催準備を進める。

以 上